

審査用資料の提供について

令和3年9月6日
意匠審査機械化企画調整室

特許庁意匠課では、出願された意匠のほかカタログや雑誌、ウェブサイトに掲載された意匠を審査資料として収集しています。また、審査資料として活用を希望する資料を特許庁に提供したいとの要望を踏まえ、審査用の資料の提供を幅広く受け付けています。提供いただいた資料については、必要に応じて特許庁の検索用データベースへの蓄積を行います。

提供方法については、以下をご確認ください。

【提供方法】

(1) カタログ、雑誌に掲載されている意匠

当該意匠が掲載されているページに、該当の意匠がわかるように付箋などを付けるとともに、カタログ用または雑誌用リストに必要事項を記載の上、郵送で「特許庁意匠課審査資料企画班宛て」にお送りください。

(2) 新製品情報が掲載されているURL情報等

意匠審査に有用な新製品情報等が掲載されているウェブサイトをご存じの場合に、そのURL情報に関する必要事項を「提供用リスト([Excel: 20KB](#))」の「URL」のシートに記載し、当該ファイルを添付して、以下のメールアドレスにお送りください。

なお、上記ウェブサイトにおいて特に意匠を指定したい場合には、当該意匠が掲載されているウェブサイトの該当部分のスクリーンコピーをPDF化するとともに、上述の提供用リストの該当箇所に必要事項を記載したものを一緒にメールに添付して送付してください。その場合には容量制限(上限10Mバイトまでしか受信できません。)にご注意ください。

・メールアドレス: PA1501@jpo.go.jp

メールの見出し(タイトル)は【資料提供: URL】〇〇〇(提供者名)としてください。

以上